

## 【募集期間】

令和5年12月14日(木曜日)から令和6年1月12日(金曜日)まで

## 【意見件数】

1件

## 【意見の概要】

ページ 番号	表題	ご意見の内容	その理由	ご意見への対応(案)
44	第3章 歯科口腔保健 施策と指標  3 社会環境の整備 県の取組	「生涯を通じた歯科健診 (いわゆる国民皆歯科健 診)の推進」の追加 県として、定期的な歯科 健診を推進するとともに、 歯科診療受診を通じて、生 涯にわたり歯・口腔の健康 を保持できるよう支援する。	健康増進法及び高齢者の 医療の確保に関する法律に 基づき、歯科健診が実施さ れているものの、実施につ いては義務付けされておら ず、受診率は極めて低い状 況にあり、県としても、生 涯を通じた歯科健診(いわゆ る国民皆歯科健診)を推進 すべきと考えるため、追加 記載されたい。	生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆 歯科健診)については、令和5年6月16日 に閣議決定された「経済財政運営と改革 の基本方針 2023」に記載されていると ころです。現時点では、国における制度設 計等の検討段階にあり、不確定なところが 多くあるため、「3. 社会環境の整備」の県 の取組に「⑦ その他の対応」を追加し、生 涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科 健診)に関する所要の法改正等があった場 合、速やかに県として普及推進に向けて対 応を行う旨の記載を追加しました。